

桑名市教育委員会告示第10号

六華苑保存整備指導委員会要綱を次のように定める。

令和6年4月19日

桑名市教育委員会教育長 加藤 眞 毅

六華苑保存整備指導委員会要綱

(設置)

第1条 国指定重要文化財旧諸戸家住宅（三重県桑名市）洋館、和館の保存修理及び国指定名勝旧諸戸氏庭園の整備活用のため、六華苑保存整備指導委員会（以下「指導委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 指導委員会は、国指定重要文化財旧諸戸家住宅（三重県桑名市）洋館、和館の保存修理事業及び国指定名勝旧諸戸氏庭園の整備活用事業について協議及び指導する。

(組織)

第3条 指導委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化財について専門知識を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 指導委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、指導委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 指導委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 指導委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 指導委員会は、事業ごとに専門部会を設置することができる。専門部会は委員長が必要な人員を選任及び招集し、委員長が部会長として出席するものとする。

2 専門部会は、事業の内容及び進捗について専門的な観点から指導及び助言を行う。

(庶務)

第8条 指導委員会の庶務は、産業振興部観光課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、指導委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が指導委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。